

「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

2 条例制定の経緯

- 本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設された。
- 本市においては、令和5年度の国の募集に応募の上、同事業の試行的事業を令和6年度に実施している。
- 試行的事業は国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施されているが、令和7年度以降については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき制度化される予定であり、各自治体での事業実施にあたっては、国の定める認可基準（内閣府令）に基づく条例制定が必要となる。

3 基準条例の概要

（1）制定する条例の名称

『（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例』

（2）条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであり、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、内閣府令同様の内容の規定とする。

（3）内閣府令の主な規定内容 ※下線は参酌すべき基準を含む

- ◆乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）
- ◆安全計画の策定（第7条）
- ◆乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）
- ◆衛生管理等（第14条）
- ◆食事（第15条）
- ◆乳児等通園支援事業の区分（第20条）
- ◆設備の基準（第21条）

（4）関連する条例改正等

関連条例	改正内容
川崎市保育園条例	実施施設や利用料（歳入）の定めを追加
川崎市保育・子育て総合支援センター条例	
川崎市児童福祉審議会条例	調査審議事項等に乳児等通園支援事業を追加

4 今後のスケジュール

	1月	2月	3月	4/1 条例 施行
パブコメ 手続		パブコメ実施	【中旬】 パブコメ結果公表	
市議会	【1/31】 文教委員会 (パブコメ実施報告)		【中旬】 議案審査 条例議案追加提出	